い」と位置づけられ不可 教育・研修を契約の都具 度雇用先で受ける必 要。(自家用車活用事 業も援用)

令和6年4月11日 自家用車活用事業における業務委託型ドライバーの実現(現行ルールの改定イメージ) 安全確保等のための 未定稿 タクシー (参考)自家用有償旅客運送

代替措置(イメージ) ドライバー諾否の自由(引受義務) 免除-3号に引受義務を援用せ

稼働前・稼働中に、アプリの顔認

調・車両点検に関してアプリトで回

意喚起。所定の時間を超過して運

アプリによる注意喚起。運行継続

転した場合、発注停止。

アプリにより長時間運転した者に注し

務

引受義務・ 引受義務あり。申込み順に運送 運送順序 (道路運送法13条·14条)。

項)。

規定なし。

所定の運転歴を有する者に登録 大臣認定講習受講者が運転者となることが を限定。主体をタクシー会社に限定

雇入れ後、研修・適性診断後に 運転者として選仟(運輸規則36条2 対面又は対面と同様の効果を有

できる(施行規則51条の16)。 せず登録時・定期研修を実施。 対面でなくとも適当と認められた方法による必 証技術で本人確認。稼働前に体 要事項の確認 (施行規則51条の22、処理

勤務時間・乗務時間の設定・遵守 (運輸規則21条) 輸送の安全のための必要な措置

従業員に対する指導監督義務

する遠隔点呼(自宅点呼も可)

(運輸規則24条。点呼告示4条)

長距離・夜間運転時の代替要員確保(施 行規則51条の20) 輸送の安全のための必要な措置

異常気象時

指導監督

過労防止

研修・適性診

断の受診

点呼等

が危険な場合、該当エリアの配車停 (運輸規則20条) (施行規則51条の21) ıŀ. 業務の開始・終了時点、旅客が 運転者が業務記録作成。運行記 運転者が業務記録作成 乗車した区間等、アプリにより把握可 業務記録 録計による記録の許容。 (施行規則51条の22) (運輸規則25条)

方針P16)

(運輸規則38条)

能な事項の記録を不要とする。 事業者による指揮監督ではなく、 相互評価、アプリの通報システムによ 規定なし。 りドライバーの質を担保。